

特定非営利活動法人むすび 介護員養成研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

特定非営利活動法人むすび 東京都練馬区光が丘三丁目9番地3号棟206号室

（目的）

第2条 特定非営利活動法人むすびで共に働く仲間を募るために、本研修を実施します。働くお母さん達は、朝から夕方まで時間を空けることができず、初任者研修を受講することができません。そこで、特定非営利活動法人むすびにおいて、短時間の研修を行うことで資格取得の途を開きたいと考え、研修を行います。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。

介護員養成研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

介護員養成研修 通信講座

（年度事業計画）

第5条 令和5年度の研修事業は、次のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和5年5月～令和5年11月	12名
合計		12名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、次の者とする。

（1）下記のいずれかの該当する者

ア 東京都内又は東京都近郊在住、在勤で通学可能な者

イ 特定非営利活動法人むすびの会員で、研修を必要とする者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は、次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	45,000円	50,000円	一括納付	受講開始 前日まで
	テキスト代	5,000円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	『2023年 介護職員初任者研修テキスト 第1巻 介護のしごとの基礎 第4版 第2巻 自立に向けた介護の実際 第3版	中央法規出版株式会社

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は、別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。但し、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除については、次のとおりとする。

申込時点において、都が定める介護施設等（東京都介護員養成研修事業者指定要領別表2「介護員養成研修実習先一覧による。」で、過去3年間に6ヶ月以上継続的（週1回以上）に介護業務に従事した実務経験を有する者は、勤務先の団体が発行する介護業務実務経験証明書の提出により、下記のとおり一部科目を免除する。

項目	免除科目	免除時間
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	6時間
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
9 ところとか らだのしくみと 生活支援技術	実習	4時間
	ホームヘルプサービス同行実習 在宅サービス提供現場見学	

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。但し、提出される添削課題について、下記(2)に基づき評価した結果が合格に達しない場合は、合格に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、その研修回において該当科目を担当する講師がA、B、C、Dの評価を行う。評価がC以上の者を合格とする。

評価基準(100点満点とする)

(A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満)

(3) 個別学習への対応方法

受講生からの質問については、FAX(番号:03-6904-3276)又は電子メール(musubiclub@yahoo.co.jp)により受け付け、その研修回において該当科目を担当する講師に伝達する。担当講師が作成した回答は、受講生があらかじめ登録した方法により送付する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

(1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。

(2) 実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。

(3) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(4) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第18条 成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者や、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を受講することにより当該科目を履修し

たものとみなす。但し、補講にかかる受講料については、1科目につき2,000円(税込み)を受講者の負担とする。

また、補講は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者が実施する研修への参加を補講として認定する場合がある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

原則として、補講は「項目」を単位として履修するが、当社で補講を受講する場合は「科目」ごとに履修できるものとする。

補講及び修了試験の期限は、開講日より8ヶ月以内とする。やむを得ない理由があり、書面により当該理由が確認できる場合は1年6か月以内とする。

(受講の取消し)

第19条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 東京都介護員養成研修事業実施要綱6に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証明書の交付)

第20条 第16条により修了を認定された者には、当社において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次により行う

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。手数料は徴収しない。

(公表する情報の項目)

第22条 東京都介護員養成研修実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ(URL:<https://musubi-tasukeai.jimdo.com/>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、本社所在地、電話番号、代表者名、事業概要、法人財務情報、研修執行事業所の名称、住所、電話番号、研修理念、学則、研修施設(会場)、設備、在籍講師数(専任・兼任別)

(2) 研修事業情報

研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続き、費用、留意事項)、研修カリキュラム(科目別シラバス、研修の特色)、通信形式の実施方法(通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法)、実習施設(実習協力機関の名称、住所、協力実習機関の介護保険事業の概要、実習の指導体制、指導内容、協力実習機関における延べ人数)、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、実績情報(過去の研修実施回数、研修修了者数)、各種連絡先電話番号(申し込み、問い合わせ、資料請求、苦情対応部署等)、研修評価(受講生アンケートの結果、自己評価)

(研修事業執行担当部署)

第23条 本研修事業は、研修担当理事が執行する。

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開講式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ②住民基本台帳カードの提示
- ③在留カード等の提示
- ④健康保険証の提示
- ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示
- ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：研修担当理事 電話03-6904-3275

(3) 事業実施により知りえた受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講者等が実習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附 則)

この学則は、平成30年8月23日から施行する。

この学則は、平成31年3月27日から施行する。

この学則は、令和2年1月20日から施行する。

この学則は、令和3年2月2日から施行する。

この学則は、令和4年1月25日から施行する。

この学則は、令和5年1月25日から施行する。

在籍講師数 令和5年1月25日現在 11名 (専任5名 兼任6名)

入浴実習は、にぎやかデイサービスで実施します。